

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第八号

#### 広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
第三条の表宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条第一項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

別表食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この項において「法」という。)の項中

法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下この項において「令」という。) 第三十五条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
---	--------------	---------

を

法第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設の登録申請手数料	一一〇、〇〇〇円
法第四十八条第六項第四号の規定による食品衛生管理者たる資格を有するための講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会の登録申請手数料	五〇、〇〇〇円
法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下この項において「令」という。) 第三十五条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	一六、〇〇〇円

に改め、

同表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。)の項中

床面積の合計（建築物の建築（移転を除く。以下この項において同じ。）又は移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「移転等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。）をいう。一 一から一 九までにおいて同じ。）の一 一から一 九までに掲げる区分に依り当該区分に定める額に、法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必

要とする建築物とする。  
以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。二一から二二までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、確認を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。二一から二二までにおいて同じ。）の二一から二二までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

- 一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの  
七、〇〇〇円
- 二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの  
一三、〇〇〇円
- 三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの  
一九、〇〇〇円
- 四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル

- 
- トル以内のもの  
二六、〇〇〇円
- 5 床面積の合計が五  
〇〇平方メートルを  
超え一、〇〇〇平方  
メートル以内のもの  
四六、〇〇〇円
- 6 床面積の合計が一、  
〇〇〇平方メートル  
を超え二、〇〇〇平  
方メートル以内のも  
の 六五、〇〇〇円
- 7 床面積の合計が二、  
〇〇〇平方メートル  
を超え一〇、〇〇〇  
平方メートル以内の  
もの  
一九〇、〇〇〇円
- 8 床面積の合計が一  
〇、〇〇〇平方メー  
トルを超え五〇、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの  
三一〇、〇〇〇円
- 9 床面積の合計が五  
〇、〇〇〇平方メー  
トルを超えるもの  
六〇〇、〇〇〇円
- 二
- 1 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場、自動車車庫、  
倉庫その他規則で定  
めるもの（以下この  
項において「工場等  
」という。）の場合  
において、床面積の  
合計が一、〇〇〇平  
方メートル以内のも  
の  
一二七、〇〇〇円  
（法第二十条第二号  
イ又は第三号イに規  
定する国土交通大臣  
の認定を受けたプロ  
グラム（以下この項  
において「大臣認定  
プログラム」という。  
）によるものについ
-

- ては、一一五、〇〇〇円)
- 2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一三一、〇〇〇円)
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八五、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二二四、〇〇〇円)
- 5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

床面積の合計（建築物の建築（移転を除く。以下この項において同じ。）又は移転、大規模の修繕、又は移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「移転等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、

- 二八二、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、二四五、〇〇〇円)
- 6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 三二一、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、二七八、〇〇〇円)
- 7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
 三九九、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、三四四、〇〇〇円)
- 8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二一六、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、一九〇、〇〇〇円)
- 9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合に

を

- 建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(建築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とする。)をいう。  
 一から九までにおいて同じ。)の九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額
- 一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの  
 七、〇〇〇円
- 二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの  
 一三、〇〇〇円
- 三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの  
 一九、〇〇〇円
- 四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの  
 二六、〇〇〇円
- 五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 四六、〇〇〇円
- 六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 六五、〇〇〇円
- 七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方

に、

において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二六六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、二三二、〇〇〇円)

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、三四九、〇〇〇円)

11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、四一三、〇〇〇円)

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)については、四九六、〇〇〇円)

メートル以内のもの  
一九〇、〇〇〇円  
八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三一〇、〇〇〇円  
九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六〇〇、〇〇〇円

- 
- 13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五三八、〇〇〇円)
- 14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、六二三、〇〇〇円)
- 15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下この項において「共同住宅等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一五四、〇〇〇円)
- 16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
-



二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、一八三、〇〇〇円)  
○円)

17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

三〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二六六、〇〇〇円)  
○円)

18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

三六七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、三一五、〇〇〇円)  
○円)

19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

四二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、三六七、〇〇〇円)  
○円)

20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇円)

平方メートルを超え  
五〇、〇〇〇平方メ  
ートル以内のもの  
四九二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、四一九、〇〇  
〇円)  
21 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が五〇、〇〇〇  
平方メートルを超え  
るもの  
六二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、五二四、〇〇  
〇円)

法第六条第五項若しくは  
第十八条第四項又は第六  
条の二第三項の規定によ  
り、建築主事又は法第七  
十七条の十八から第七十  
七条の二十一までの規定  
により国土交通大臣若し  
くは知事が指定した者か  
ら求められた構造計算適  
合性判定

構造計算適合性判定対象  
建築物一棟ごとに、構造  
計算適合性判定対象建築  
物の用途（部分により用  
途を異にする建築物の場  
合においては、床面積が  
最大となる部分の用途を  
もって、その用途とする  
一から二十一までにおい  
て同じ。）及び床面積の  
合計（既存建築物の全部  
又は一部を含んで構造計  
算適合性判定を必要とす  
る場合においては、構造

を

法第六条の三第一項又は  
第十八条第四項の規定に  
よる法第六条の三第一項  
に規定する構造計算適合  
性判定（以下この項にお  
いて「構造計算適合性判  
定」という。）

に、

計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から二十一までにおいて同じ。）の一から二十一までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二七、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一一五、〇〇〇円）

二 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一三一、〇〇〇円）

三 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一一、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一八五、〇〇〇円）

四 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、

- 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、二二四、〇〇〇円）
- 五 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二八二、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、二四五、〇〇〇円）
- 六 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二一、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、二七八、〇〇〇円）
- 七 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九九、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、三四四、〇〇〇円）
- 八 構造計算適合性判定  
対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、

構造計算適合性判定を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の床面

- 一九〇、〇〇〇円)
- 九 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二六六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二三二、〇〇〇円)
- 十 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三四九、〇〇〇円)
- 十一 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一三、〇〇〇円)
- 十二 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四九六、〇〇〇円)
- 十三 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二

を

- 積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第六条第四項、法第六条の二第一項若しくは法第十八条第三項に規定する確認済証又は法第六条の三第四項若しくは法第十八条第七項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。）の一から五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額
- 一 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一八四、〇〇〇円  
(法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一六五、〇〇〇円)
- 二 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、

に、

〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五三八、〇〇〇円)

十四 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、六二三、〇〇〇円)

十五 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一五四、〇〇〇円)

十六 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八三、〇〇〇円)

十七 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二六六、〇〇〇円)

一八六、〇〇〇円)  
三 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二八六、〇〇〇円)

四 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇五、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三五五、〇〇〇円)

五 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
五六九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四九四、〇〇〇円)

- 十八 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三六七、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、三一五、〇〇〇円）
- 十九 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四二七、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円）
- 二十 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四九二、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円）
- 二十一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 六二二、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円）

「第七条の六第一項第一号」を「第七条の六第一項第一号若しくは第二号」に、「第十  
八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」に、「承認（

建築主事による承認を除く。)を「認定」に、「建築物等の仮使用承認申請手数料」を「建築物等の仮使用認定申請手数料」に、

床面積の合計（建築物の建築又は移転等をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。）をいう。一 1 から一 9 までにおいて同じ。）の一 1 から一 9 までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額に、構造計算適合性判定対象建築物一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異にする建築物の場合において、床面積が最大となる部分の用途をもつて、その用途とする。二 1 から二 21 までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の



変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。二一から二二までにおいて同じ。）の二一から二二までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

- 1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの  
七、〇〇〇円
- 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの  
一三、〇〇〇円
- 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの  
一九、〇〇〇円
- 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの  
二六、〇〇〇円
- 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四六、〇〇〇円
- 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六五、〇〇〇円
- 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一九〇、〇〇〇円
- 8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一九〇、〇〇〇円

トルを超え五〇、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの

三一〇、〇〇〇円  
9 床面積の合計が五  
〇、〇〇〇平方メー  
トルを超えるもの  
六〇〇、〇〇〇円

二

1 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が一、〇〇〇平方メ  
ートル以内のもの  
一二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一一五、〇〇  
〇円)

2 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が一、〇〇〇平方メ  
ートルを超え二、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの  
一四六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一三一、〇〇  
〇円)

3 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が二、〇〇〇平方メ  
ートルを超え五、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの  
二一一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一八五、〇〇  
〇円)

4 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途

- が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）については、二二四、〇〇〇円）
- 5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二八二、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）については、二四五、〇〇〇円）
- 6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二一、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）については、二七八、〇〇〇円）
- 7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
三九九、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるもの）については、三四四、〇〇〇円

を

- 床面積の合計（建築物の建築又は移転等をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。）をいう。一から九までにおいて同じ。）の一から九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額
- 一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの  
七、〇〇〇円
- 二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの  
一三、〇〇〇円
- 三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの  
一九、〇〇〇円
- 四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの  
二六、〇〇〇円
- 五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四六、〇〇〇円
- 六 床面積の合計が一、

に改め、同表建

- 8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一九〇、〇〇〇円)
- 9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二六六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二三二、〇〇〇円)
- 10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三四九、〇〇〇円)
- 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三〇〇、〇〇〇円)

- 〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六五、〇〇〇円
- 七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一九〇、〇〇〇円
- 八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三一〇、〇〇〇円
- 九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六〇〇、〇〇〇円

ては、四一三、〇〇〇円)

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八三、〇〇〇円

(大臣認定プログラムによるものについては、四九六、〇〇〇円)

13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三二、〇〇〇円

(大臣認定プログラムによるものについては、五三八、〇〇〇円)

14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
七三一、〇〇〇円

(大臣認定プログラムによるものについては、六二三、〇〇〇円)

15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム)

ムによるものについて  
は、一五四、〇〇  
〇円)

16 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一、〇〇〇平  
方メートルを超え二、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一八三、〇〇  
〇円)

17 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が二、〇〇〇平  
方メートルを超え五、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

三〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二六六、〇〇  
〇円)

18 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が五、〇〇〇平  
方メートルを超え一  
〇、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

三六七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三一五、〇〇  
〇円)

19 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一〇、〇〇〇平  
方メートルを超え  
二〇、〇〇〇平方メ

メートル以内のもの  
四二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円)

20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四九二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円)

21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円)

築士法（以下この項において「法」という。）の項中「二六、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下この項において「法」という。）の項中

十三 豚流行性下痢検査  
三〇〇〇円

を

十三 豚流行性下痢検査  
三〇〇〇円  
(ポリメラゼ連鎖反応法により検査する場合については、八〇〇円)

に改め、同表宅地建物

取引業法（以下この項において「法」という。）の項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に、「による宅地建物取引主任者資格登録簿」を「に

よる宅地建物取引士資格登録簿」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿への登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿への登録手数料」に、「宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料」に、「による宅地建物取引主任者証」を「による宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者証の交付申請手数料」を「宅地建物取引士証の交付申請手数料」に、「宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料」を「宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料」に改め、同項に次のように加える。

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十五の規定による宅地建物取引士証の再交付	宅地建物取引士証の再交付手数料	四、五〇〇円
---	-----------------	--------

別表歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号。以下この項において「法」という。）の項中「及び」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第十七条の規定による改正前の」を加え、同表歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下この項において「法」という。）の項を削り、同表計量法（以下この項において「法」という。）の項中

		三 計ることができ 最大の圧力が一〇〇 メガパスカルを超え るもの 一個につき 九三〇円
--	--	---

を

法第十六条第一項第二号イの規定による特定計量器（アネロイド型血圧計に限る。）の検定	アネロイド型血圧計の検定手数料	三 計ることができ 最大の圧力が一〇〇 メガパスカルを超え るもの 一個につき 九三〇円  一個につき 一五〇円
---	-----------------	--

に、同表



特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>マンショ ンの建替 え等の円 滑化に関 する法律 （平成十 四年法律 第七十八 号。以下 この項に おいて「 法」とい う。）</p>	<p>法第五十条第一項の規定によ る要除却認定マンシヨンの係 るマンシヨンの建替えにより 新たに建築されるマンシヨンの 容積率に関する特例の許可 の申請に対する審査</p>	<p>要除却認定マンシ ヨンの建替えの容積 率特例許可申請手 数料</p>	<p>一六〇、〇〇〇円</p>
--	--	---	-----------------

別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十  
一号。以下この項において「法」という。）の項中

特定建築物の建築等及び  
維持保全の計画に係る建  
築物（法第十八条第二項  
の規定による場合は、計  
画の変更に係るものに限  
る。以下この項において  
同じ。）の床面積の合計  
（建築物の建築又は大規  
模の修繕、大規模の模様  
替若しくは用途の変更（  
以下この項において「用  
途変更等」という。）を  
する場合のそれぞれにお  
いて、当該建築又は用途  
変更等に係る部分の床面  
積（建築基準法第六条第  
一項（同法第八十七条第  
一項において準用する場

特定建築物の建築等及び  
維持保全の計画に係る建  
築物（法第十八条第二項  
の規定による場合は、計  
画の変更に係るものに限  
る。以下この項において  
同じ。）の床面積の合計  
（建築物の建築又は大規  
模の修繕、大規模の模様  
替若しくは用途の変更（  
以下この項において「用  
途変更等」という。）を  
する場合のそれぞれにお

合を含む。)の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。)の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする部分と必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途(部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもつて、その用途とする。二1から二21までにおいて同じ。)及び床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては

を

いて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積(建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。)の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)一棟ごとに、床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既

に、

構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第十八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二二までにおいて同じ。二二から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

存建築物の床面積を加えるものとし、法第十八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。二二から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二

1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの（以下この項において「工場等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一二七、〇〇〇円  
（建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一五、〇〇〇円）  
2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一三一、〇〇  
〇円)

3 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が二、〇〇〇平方メ  
ートルを超え五、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの

二一一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一八五、〇〇  
〇円)

4 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が五、〇〇〇平方メ  
ートルを超え一〇、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

二五八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二二四、〇〇  
〇円)

5 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が一〇、〇〇〇平方  
メートルを超え二〇、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

二八二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二四五、〇〇  
〇円)

6 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が二〇、〇〇〇平方  
メートルを超え五〇、

〇〇〇平方メートル  
以内のもの

三二一、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二七八、〇〇  
〇円)

7

構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が五〇、〇〇〇平方  
メートルを超えるも  
の

三九九、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三四四、〇〇  
〇円)

8

構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル、病院、映  
画館その他規則で定  
めるもの(以下この  
項において「ホテル  
等」という。)の場  
合において、床面積  
の合計が一、〇〇〇  
平方メートル以内の  
もの

二一六、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一九〇、〇〇  
〇円)

9

構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル等の場合に  
おいて、床面積の合  
計が一、〇〇〇平方  
メートルを超え二、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

二六六、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二三二、〇〇  
〇円)

二

1

構造計算適合性判  
定対象建築物の床面  
積の合計が一、〇〇  
〇平方メートル以内  
のもの

一八四、〇〇〇円

(建築基準法第二十  
条第一項第二号イ又  
は第三号イに規定す  
る国土交通大臣の認  
定を受けたプログラ  
ム(以下この項にお  
いて「大臣認定プロ  
グラム」という。)

- 10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三四九、〇〇〇円)
- 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一三、〇〇〇円)
- 12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四九六、〇〇〇円)
- 13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一六五、〇〇〇円)

を

- によるものについては、一六五、〇〇〇円)
- 2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八六、〇〇〇円)
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二八六、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇五、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三五五、〇〇〇円)
- 5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
五六九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四九四、〇〇〇円)

に改め、同表長

ムによるものについて  
は、五三八、〇〇  
〇円)

14 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル等の場合に  
おいて、床面積の合  
計が五〇、〇〇〇平  
方メートルを超える  
のもの

七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、六二三、〇〇  
〇円)

15 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅、学校、  
事務所その他規則で  
定めるもの(以下こ  
の項において「共同  
住宅等」という。)  
の場合において、床  
面積の合計が一、〇  
〇〇平方メートル以  
内のもの

一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一五四、〇〇  
〇円)

16 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一、〇〇〇平  
方メートルを超え二、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一八三、〇〇  
〇円)

17 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が二、〇〇〇平

方メートルを超え五、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

三〇七、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二六六、〇〇  
〇円)

18

構造計算適合性判

定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が五、〇〇〇平  
方メートルを超え一  
〇、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

三六七、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三一五、〇〇  
〇円)

19

構造計算適合性判

定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一〇、〇〇〇  
平方メートルを超え  
二〇、〇〇〇平方メ  
ートル以内のもの

四二七、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三六七、〇〇  
〇円)

20

構造計算適合性判

定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が二〇、〇〇〇  
平方メートルを超え  
五〇、〇〇〇平方メ  
ートル以内のもの

四九二、〇〇〇円

(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、四一九、〇〇  
〇円)

21

構造計算適合性判

定対象建築物の用途



が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が五〇、〇〇〇  
平方メートルを超え  
るもの  
六二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、五二四、〇〇  
〇円)

期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項中「（以下「適合審査」という。）を受けた場合は、六、〇〇〇円」を「（以下「適合審査」という。）を受けた場合にあっては六、〇〇〇円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合（適合審査を受けた場合を除く。以下この項において同じ。）にあっては一三、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一二、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては一二、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては四三、〇〇〇円」に、「一二六、〇〇〇円」を「一二七、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二〇、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては二〇、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては七〇、〇〇〇円」に、「二四九、〇〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に、「受けた場合は、三一、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては三一、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一三一、〇〇〇円」に、「四四六、〇〇〇円」を「四四九、〇〇〇円」に、「受けた場合は、五九、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては五九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては二二五、〇〇〇円」に、「七六七、〇〇〇円」を「七七二、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一〇六、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては一〇六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては三四九、〇〇〇円」に、「一、四一九、〇〇〇円」を「一、四二八、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一八五、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては六三七、〇〇〇円」に、「二、〇二八、〇〇〇円」を「二、〇四一、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二四八、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては二四九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては八七二、〇〇〇円」に、「二、四八四、〇〇〇円」を「二、五〇〇、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二八二、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては二八四、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一、〇五六、〇〇〇円」に、

長期優良住宅建築等計画に係る建築物（法第八条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の新築、増築又は改築をする場合のそれぞれにおいて、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては、当該増加する部分の床面積とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異に

を

長期優良住宅建築等計画に係る建築物（法第八条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の新築、増築又は改築をする場合のそれぞれにおいて、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては、当該増加する部分の床面積とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構

に、

する建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。二一から二二までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二二までにおいて同じ。）の二一から二二までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごと、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

## 二

- 1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの（以下この項において「工場等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一二七、〇〇〇円  
（建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一五、〇〇〇円）
- 2 構造計算適合性判

定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円

(大臣認定プログラムによるもの)については、一三一、〇〇〇円

### 3

構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一一、〇〇〇円

(大臣認定プログラムによるもの)については、一八五、〇〇〇円

### 4

構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円

(大臣認定プログラムによるもの)については、二二四、〇〇〇円

### 5

構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二八二、〇〇〇円

(大臣認定プログラムによるもの)については、二二四、〇〇〇円

ては、二四五、〇〇〇円)

6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

三二一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二七八、〇〇〇円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

三九九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三四四、〇〇〇円)

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

二一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一九〇、〇〇〇円)

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途

- がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二六六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、二三二、〇〇〇円)
- 10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、三四九、〇〇〇円)
- 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、四一三、〇〇〇円)
- 12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、四九六、〇〇〇円)

を

- 1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一八四、〇〇〇円  
(建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。))  
によるものについては、一六五、〇〇〇円)
- 2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、一八六、〇〇〇円)
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
では、二八六、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇五、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ

に、「適合審査

- 13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五三八、〇〇〇円)
- 14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、六二三、〇〇〇円)
- 15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下この項において「共同住宅等」という。)  
面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一五四、〇〇〇円)
- 16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル

5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
五六九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四九四、〇〇〇円)

以内のもの

二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、一八三、〇〇〇円)

17 構造計算適合性判

定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

三〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、二六六、〇〇〇円)

18 構造計算適合性判

定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

三六七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三一五、〇〇〇円)

19 構造計算適合性判

定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

四二七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円)

20 構造計算適合性判

定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の



合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四九二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円)  
21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
六二二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円)

を受けた場合は、六、〇〇〇円」を「適合審査を受けた場合にあつては六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては一三、〇〇〇円」に改め、同表土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項中

法第二十二條第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可申請手数料	一三八、〇〇〇円
------------------------------------	-----------------	----------

を

法第三十二條第一項の規定による指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関の指定申請手数料	三〇、九〇〇円
法第二十二條第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可申請手数料	一二八、〇〇〇円

に改め、

同項に次のように加える。

法第三十二條第一項の規定による指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関の指定更新申請手数料	二四、八〇〇円
--------------------------------------	------------------	---------

別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項

において「法」という。）の項中

低炭素建築物新築等計画に係る建築物（法第五十五条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその当該部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョ

を

低炭素建築物新築等計画に係る建築物（法第五十五条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を

に、

イントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。二一から二二までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第五十五条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二二までにおいて同じ。）の二一から二二までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二  
1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの（以下この項において「工場等」という。）の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第五十五条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

- 
- の  
一二七、〇〇〇円  
（建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一五、〇〇〇円）
- 2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一四六、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一三一、〇〇〇円）
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二一一、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについては、一八五、〇〇〇円）
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五八、〇〇〇円  
（大臣認定プログラムによるものについて
-

ては、二二四、〇〇  
〇円)

5 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が一〇、〇〇〇平方  
メートルを超え二〇、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの  
二八二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二四五、〇〇  
〇円)

6 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が二〇、〇〇〇平方  
メートルを超え五〇、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの  
三二一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二七八、〇〇  
〇円)

7 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が工場等の場合にお  
いて、床面積の合計  
が五〇、〇〇〇平方  
メートルを超えるも  
の  
三九九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三四四、〇〇  
〇円)

8 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
がホテル、病院、映  
画館その他規則で定  
めるもの(以下この  
項において「ホテル  
等」という。)の場  
合において、床面積  
の合計が一、〇〇〇

平方メートル以内のもの

二一六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、一九〇、〇〇〇円)

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二六六、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二三二、〇〇〇円)

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、三四九、〇〇〇円)

11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、四一三、〇〇〇円)

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途

を

二

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一八四、〇〇〇円  
(建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるもの)  
については、一六五、〇〇〇円)

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二〇八、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、一八六、〇〇〇円)

3 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三二四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、二八六、〇〇〇円)

4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを

に改める。

がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五八三、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、四九六、〇〇〇円)

13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三二、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、五三八、〇〇〇円)

14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
七三一、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、六二三、〇〇〇円)

15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下この項において「共同住宅等」という。)  
の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一七四、〇〇〇円  
(大臣認定プログラム)

超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四〇五、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、三五五、〇〇〇円)

5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
五六九、〇〇〇円  
(大臣認定プログラムによるもの)  
については、四九四、〇〇〇円)

ムによるものについて  
は、一五四、〇〇  
〇円)

16 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一、〇〇〇平  
方メートルを超え二、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

二一〇、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、一八三、〇〇  
〇円)

17 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が二、〇〇〇平  
方メートルを超え五、  
〇〇〇平方メートル  
以内のもの

三〇七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、二六六、〇〇  
〇円)

18 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が五、〇〇〇平  
方メートルを超え一  
〇、〇〇〇平方メー  
トル以内のもの

三六七、〇〇〇円  
(大臣認定プログラ  
ムによるものについ  
ては、三一五、〇〇  
〇円)

19 構造計算適合性判  
定対象建築物の用途  
が共同住宅等の場合  
において、床面積の  
合計が一〇、〇〇〇平  
方メートルを超え  
二〇、〇〇〇平方メ



1メートル以内のもの  
 四二七、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、三六七、〇〇〇円)  
 20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 四九二、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、四一九、〇〇〇円)  
 21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
 六二二、〇〇〇円  
 (大臣認定プログラムによるものについては、五二四、〇〇〇円)

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第二条 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二(上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合)の表を次のように改める。

(上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場  
 合)

地下埋設物の規格 による区分	単 位	土地の種類別使用料年額		
		宅 地	田及び畑	そ の 他

外径が〇・〇七メートル未満	一メートル	五〇円	三〇円	二〇円
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満	一メートル	六〇円	三〇円	二〇円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	一メートル	八〇円	四〇円	二〇円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	一メートル	一〇〇円	五〇円	三〇円
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満	一メートル	一二〇円	六〇円	三〇円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満	一メートル	一七〇円	九〇円	五〇円
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満	一メートル	二八〇円	一四〇円	七〇円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満	一メートル	四〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
外径が一メートル以上	一メートル	七七〇円	三九〇円	二〇〇円

(広島県道路占用料徴収条例の一部改正)

第三条 広島県道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

法第三十 二条 第一	第一種電柱	第二種電柱	単位 一本 につき 一年	占 用 料				
				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
				一、 四〇〇	六 一〇	四 三〇	三 六〇	三 一〇
				二、 一〇〇	九 四〇	六 六〇	五 五〇	四 八〇

項 第 一 掲 げ る 工 作 物 第 一 号

第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱	類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの
二、 八〇〇	一、 二〇〇	一、 九〇〇	二、 七〇〇	一、 二二〇	長さ 一、二	一、 七	一、 二〇〇	占用 七三〇	一個 二、 四〇〇	年 一、 〇〇〇	表示 一、 〇〇〇	面積 一、 〇〇〇	占用 二、 四〇〇
一、 三〇〇	五五〇	八七〇	一、 二〇〇	五五	五	三	五、 四〇	三三〇	一、 一〇〇	四六〇	三、 八〇〇	一、 一〇〇	
九〇〇	三九〇	六二〇	八五〇	三九	四	二	三、 八〇	二、 三〇	七、 七〇	三、 三二〇	一、 九〇〇	七、 七〇	
七四〇	三二〇	五一〇	七〇〇	三二	三	二	三、 一〇	一、 九〇	六、 四〇	二、 七〇	一、 一〇〇	六、 四〇	
六五〇	二八〇	四五〇	六二〇	二八	三	二	二、 七〇	一、 七〇	五、 六〇	二、 四〇	七、 六〇	五、 六〇	

法第三十二条第一	物に掲げる物件										法第三十 二条第一 項第一 のル	長さ 一トメ に	一つ 年に 
	外径が○・ 一メートル 以上のもの	外径が○・ 七メートル 以上のもの	外径が○・ 四メートル 以上のもの	外径が○・ 三メートル 以上のもの	外径が○・ 二メートル 以上のもの	外径が○・ 一メートル 以上のもの	外径が○・ 五メートル 以上のもの	外径が○・ 一メートル 以上のもの	外径が○・ 七メートル 以上のもの	外径が○・ 七メートル 以上のもの			
二、	一、 五〇〇	七三〇	五一〇	二九〇	二二〇	一五〇	一一〇	七三	五一				
一、	六六〇	二三三〇	一三三〇	一三〇	九八	六六	四九	三三	二二三				
七七〇	四六〇	二二三〇	一六〇	九三	七〇	四六	三五	二三	一六				
六四〇	三八〇	一九〇	一三〇	七六	五七	三八	二九	一九	一三				
五六〇	三四〇	一七〇	一二〇	六七	五〇	三四	二五	一七	一二				

令第七条第一号に掲げる物件		法第三十條第二項第六号に掲げる施設				法第三十條第二項第五号に掲げる施設				項第三号及び第四号に掲げる施設	
看板（ア）の一時的に設けるもの		その他のも				地下街及び地下室				階数が一のもの	
そのもの	その他のも	占用面積	方メ	ル	日	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のも	階数が二のもの		階数が三以上のもの
表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積	表示面積
一九〇〇〇	一九〇〇	一九〇〇	三八〇	三九〇〇	一九〇〇	九三〇	五三〇	三六〇	二二〇	九三〇	四〇〇
八〇〇	三八〇	三九〇〇	三八〇	三九〇〇	三九〇〇	九三〇	五三〇	三六〇	二二〇	九三〇	一〇〇
九〇〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	九三〇	五三〇	三六〇	二二〇	九三〇	
一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	九三〇	五三〇	三六〇	二二〇	九三〇	
七六〇	七六	七六	七六	七六	七六	九三〇	五三〇	三六〇	二二〇	九三〇	

チア ー	幕令第七号掲げる工事の施設を 除く。				お旗				標識
断を車 す横道	その 面積	その 積	その 積	その 積	その 積	その 積			
き一 つ	一 月	一 日	一 日	一 日	一 日	一 日			
一 〇〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇			
三 八〇〇	三 八〇〇	三 八〇〇	三 八〇〇	三 八〇〇	三 八〇〇	三 八〇〇			
一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇	一 九〇〇			
一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇			
七 六〇	七 六〇	七 六〇	七 六〇	七 六〇	七 六〇	七 六〇			

令第七号に掲げる施設及び自動車	令第七号に掲げる施設	令第七号に掲げる施設	令第七号に掲げる施設				令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七号第二号に掲げる工作物	令第七号第三号に掲げる施設	その他								
			建築物	その他のもの	建築物	その他のもの					建築物	その他のもの	その他	その他	その他				
											月								
											占用面積	平方メートル	一年につき	占用面積	平方メートル	一年につき	占用面積	平方メートル	一年につき
乗じて得た額	Aに〇・〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	二四〇	九〇〇	一、三八〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	二、四〇〇	九、三〇〇	一、九〇〇	九三〇	五三〇	三八〇			
乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	一一〇	三八〇	一、九〇〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	一、一〇〇	九三〇	九三〇	九三〇	五三〇	三八〇			
乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	七七	一九〇	七七〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	七七〇	九三〇	九三〇	九三〇	五三〇	三八〇			
乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	六四	一一〇	六四〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	六四〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	三八〇			
乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	五六	七六	五六〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	五六〇	三八〇	三八〇	三八〇	三八〇	三八〇			

令第七号 令第十号 令第十一号 令第十二号 令第十三号 令第十四号 令第十五号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	応急仮設建築物	令第七号令第十二号に掲げる器具	令第七号令第十二号に掲げる器具	駐車場
						トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
						Aに〇・〇二を乗じて得た額
						Aに〇・〇二を乗じて得た額
						Aに〇・〇二を乗じて得た額
						Aに〇・〇二を乗じて得た額

別表の備考第二号イ及びロを次のとおり改める。

- イ 第一級地 府中町の区域をいう。
- ロ 第二級地 海田町及び坂町の区域をいう。

別表の備考第二号に次のように加える。

- ハ 第三級地 呉市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市及び熊野町の区域をいう。

- ニ 第四級地 竹原市、三原市、府中市、東広島市、江田島市及び大崎上島町の区域をいう。

- ホ 第五級地 三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町の区域をいう。

(広島県屋外広告物条例の一部改正)

第四条 広島県屋外広告物条例(昭和二十四年広島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。



第三十八条第一項第二号中「五千二百三十円」を「四千円」に改める。

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第五条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第七号」の下に「に該当する場合は免許証再交付手数料を、第八号」を加え、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 災害により手数料を納付させることが適当でないと知事が認める場合

別表銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。)の項中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同表道路交通法(以下この項において「法」という。)の項中

一 駐車制限時間 四〇分の時間制限 駐車区間に係るもの 一回につき 二〇〇円	二 駐車制限時間 六〇分の時間制限 駐車区間に係るもの 一回につき 三〇〇円
--	--

を

一回につき 三〇〇円
---------------

に、

三 法第九十七条 の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 七、七〇〇円	四 法第九十七条 の二第一項の規定の適用を受け
--	----------------------------

三 法第九十七条 の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 七、四〇〇円	四 法第九十七条 の二第一項の規定の適用を受け
--	----------------------------

<p>ない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 四、六〇〇円</p>	<p>一 法第九十七條の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、八〇〇円</p>	<p>二 法第九十七條の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、九〇〇円</p>	<p>三 法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 三、〇五〇円</p>
--	--	--	--

を

<p>ない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 四、四〇〇円</p>	<p>一 法第九十七條の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、七五〇円</p>	<p>二 法第九十七條の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 一、八五〇円</p>	<p>三 法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 三、一〇〇円</p>
--	--	--	--

に、

三 法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合

三 法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合

使用して受ける 場合 四、六〇〇円	四 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場 合以外の場合 三、〇五〇円	一 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け る場合 一、九〇〇円
-------------------------	--	---

を

使用して受ける 場合 四、五〇〇円	四 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場 合以外の場合 二、九五〇円	一 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け る場合 一、八五〇円
-------------------------	--	---

に、

三 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七條 第一項第二号に 掲げる事項につ いて行う試験を 受けようとする 者が当該試験を 公安委員会が提 供する自動車を 使用して受ける 場合 七、六五〇円	四 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場 合以外の場合 四、六〇〇円
--	--

を

三 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七條 第一項第二号に 掲げる事項につ いて行う試験を 受けようとする 者が当該試験を 公安委員会が提 供する自動車を 使用して受ける 場合 七、六五〇円	四 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場 合以外の場合 四、五五〇円
--	--

に、

三 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七條 第一項第二号に
---

三 法第九十七條 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七條 第一項第二号に
---

<p>掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、五五〇円</p>	<p>四 法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 三、〇〇〇円</p>	<p>一 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、九五〇円</p>	<p>二 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて一に掲げる場合以外の場合 三、八五〇円</p>	<p>三 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、九〇〇円</p>
---	--	---	---	---

を

<p>掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、四〇〇円</p>	<p>四 法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、八五〇円</p>	<p>一 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、六五〇円</p>	<p>二 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて一に掲げる場合以外の場合 三、六五〇円</p>	<p>三 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、七五〇円</p>
---	--	---	---	---

に、

四 普通自動車仮 運転免許を受け ている者に対す る検査であつて 三に掲げる場合 以外の場合 四、〇五〇円	一 法第百十二条 第一項第六号の 審査を受けよう とする者が当該 審査を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合 三、一〇〇円	二 一に掲げる場 合以外の場合 一、五五〇円
---	---	------------------------------

四 普通自動車仮 運転免許を受け ている者に対す る検査であつて 三に掲げる場合 以外の場合 三、八五〇円	一 法第百十二条 第一項第六号の 審査を受けよう とする者が当該 審査を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合 三、〇〇〇円	二 一に掲げる場 合以外の場合 一、四五〇円
---	---	------------------------------

一 第一種運転免 許又は第二種運 転免許に係る運 転免許証の再交 付 三、六〇〇円
--

一 第一種運転免 許又は第二種運 転免許に係る運 転免許証の再交 付 三、五〇〇円
--

を

に、

技能検定員資格者 証交付手数料	一、二〇〇円
--------------------	--------

を

技能検定員資格者 証交付手数料	一、一〇〇円
--------------------	--------

に、

一 審査を受けよ うとする者が道 路交通法施行令 (昭和三十五年 政令第二百七十 号。以下この項 において「令」 という。)第四 十三条第二項の 表の第一欄に掲 げる審査細目に
--

一 審査を受けよ うとする者が道 路交通法施行令 (昭和三十五年 政令第二百七十 号。以下この項 において「令」 という。)第四 十三条第二項の 表の第一欄に掲 げる審査細目に
--

<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれも免除されない者である場合 二三、五〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれも免除されない者である場合 二三、五〇〇円</p>
--	--

を

<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれも免除されない者である場合 二三、四五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれも免除されない者である場合 二三、四五〇円</p>
--	--

に、

査を免除される  
ときは一、八五  
〇円を、同表一  
の項の第一欄及  
び二の項の第一  
欄に掲げる審査  
細目についての  
審査のいずれを  
も免除されると  
きはそれぞれの  
審査細目に係る  
減額のほか更に  
二、九五〇円を、  
同表三の項の第  
一欄及び四の項  
の第一欄に掲げ  
る審査細目につ  
いての審査のい  
ずれをも免除さ  
れるときはそれ  
ぞれの審査細目  
に係る減額のほ  
か更に三五〇円  
をそれぞれ減じ  
た額

二 審査を受けよ  
うとする者が令  
第四十三条第二  
項の表の第一欄  
に掲げる審査細  
目についての審  
査のいずれか又  
は全部を免除さ  
れる者である場  
合  
一九、六五〇  
円から、同表一  
の項の第一欄に  
掲げる審査細目  
についての審査  
を免除されると  
きは三、七五〇  
円を、同表二の  
項の第一欄に掲  
げる審査細目に  
ついての審査を  
免除されるとき

査を免除される  
ときは一、七五  
〇円を、同表一  
の項の第一欄及  
び二の項の第一  
欄に掲げる審査  
細目についての  
審査のいずれを  
も免除されると  
きはそれぞれの  
審査細目に係る  
減額のほか更に  
二、八〇〇円を、  
同表三の項の第  
一欄及び四の項  
の第一欄に掲げ  
る審査細目につ  
いての審査のい  
ずれをも免除さ  
れるときはそれ  
ぞれの審査細目  
に係る減額のほ  
か更に五五〇円  
をそれぞれ減じ  
た額

二 審査を受けよ  
うとする者が令  
第四十三条第二  
項の表の第一欄  
に掲げる審査細  
目についての審  
査のいずれか又  
は全部を免除さ  
れる者である場  
合  
一九、六五〇  
円から、同表一  
の項の第一欄に  
掲げる審査細目  
についての審査  
を免除されると  
きは三、六〇〇  
円を、同表二の  
項の第一欄に掲  
げる審査細目に  
ついての審査を  
免除されるとき

は六、四〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは一、八五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは一、八五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表一及び二の項の第一欄に掲げる審査細目について審査のいずれを免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に九〇〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目について審査のいずれを免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二〇〇円をそれぞれ減じた額

を

は六、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目について審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表一及び二の項の第一欄に掲げる審査細目について審査のいずれを免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に八五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目について審査のいずれを免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額

に、



二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合  
一四、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、一〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、四五〇円を、同表一の項の第一欄及

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合  
一四、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及

<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合      二一、八五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、四五〇円を、同表二の</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合      二一、八五〇円</p>	<p>び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に、〇五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額</p>
---	--	---

を

<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合      二一、七〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、二五〇円を、同表二の</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合      二一、七〇〇円</p>	<p>び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に、〇五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額</p>
---	--	---

に、

項の第一欄に掲げる審査細目について、審査を免除されるときは七、八〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、一五〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、七〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれれをも免除されるときはそれぞれ別の審査細目に係る減額のほか更に三、〇五〇円をそれぞれ減じた額

項の第一欄に掲げる審査細目について、審査を免除されるときは七、四〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、七〇〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれれをも免除されるときはそれぞれ別の審査細目に係る減額のほか更に三、一〇〇円をそれぞれ減じた額

教習指導員資格者  
証交付手数料

一、二〇〇円

を

教習指導員資格者  
証交付手数料

一、一〇〇円

に、

一 審査を受けようとする者が令第四十三條第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれれをも免除されない者である場合  
一五、〇〇〇円

一 審査を受けようとする者が令第四十三條第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれれをも免除されない者である場合  
一四、九五〇円

二 審査を受けよ  
うとする者が令  
第四十三條第三  
項の表の第一欄  
に掲げる審査細  
目についての審  
査のいずれか又  
は全部を免除さ  
れる者である場  
合  
一五、〇〇〇  
円から、同表一  
の項の第一欄に  
掲げる審査細目  
についての審査  
を免除されると  
きは四、一五〇  
円を、同表二の  
項の第一欄に掲  
げる審査細目に  
ついての審査を  
免除されるとき  
は一、四五〇円  
を、同表三の項  
の第一欄に掲げ  
る審査細目につ  
いての審査を免  
除されるときは  
一、三五〇円を、  
同表四の項の第  
一欄に掲げる審  
査細目について  
の審査を免除さ  
れるときは一、  
四五〇円を、同  
表五の項の第一  
欄に掲げる審査  
細目についての  
審査を免除され  
るときは一、四  
五〇円を、同表  
六の項の第一欄  
に掲げる審査細  
目についての審  
査を免除される  
ときは一、三五  
〇円を、同表一  
の項の第一欄及  
び二の項の第一

を

二 審査を受けよ  
うとする者が令  
第四十三條第三  
項の表の第一欄  
に掲げる審査細  
目についての審  
査のいずれか又  
は全部を免除さ  
れる者である場  
合  
一四、九五〇  
円から、同表一  
の項の第一欄に  
掲げる審査細目  
についての審査  
を免除されると  
きは四、〇〇〇  
円を、同表二の  
項の第一欄に掲  
げる審査細目に  
ついての審査を  
免除されるとき  
は一、三五〇円  
を、同表三の項  
の第一欄に掲げ  
る審査細目につ  
いての審査を免  
除されるときは  
一、二五〇円を、  
同表四の項の第  
一欄に掲げる審  
査細目について  
の審査を免除さ  
れるときは一、  
五五〇円を、同  
表五の項の第一  
欄に掲げる審査  
細目についての  
審査を免除され  
るときは一、五  
五〇円を、同表  
六の項の第一欄  
に掲げる審査細  
目についての審  
査を免除される  
ときは一、四〇  
〇円を、同表一  
の項の第一欄及  
び二の項の第一

に、

欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三、〇〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円をそれぞれ減じた額

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合 一、八〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、七五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、四〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免

欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、八五〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二五〇円をそれぞれ減じた額

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合 一、八〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、六〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三條第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも</p>	<p>除されるときは一、三〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、一五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に九五〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円をそれぞれ減じた額</p>
---	--

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三條第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも</p>	<p>除されるときは一、二〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に九〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円をそれぞれ減じた額</p>
---	--

<p>免除されない者である場合 九、四五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 九、四五〇円 から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、五〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、一五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、二五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、二五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、一五〇円</p>
--------------------------------	---

を

<p>免除されない者である場合 九、四〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 九、四〇〇円 から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、一〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二〇〇円</p>
--------------------------------	---

に、

<p>円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一、〇五〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一二、八五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一二、八五〇円 円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、四五〇</p>
--	---	---

<p>円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一、〇〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一二、七五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一二、七五〇円 円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは</p>
---	---	--



<p>円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についで審査を免除されるときは、一、九〇〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についで審査を免除されるときは、二、七〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についで審査のいづれをも免除されるときはそれぞれその審査細目に係る減額のほか更に三、〇五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に必要な技能について行う試験を受けて行うとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用するに受ける場合 二、八〇〇円</p>
---	---

三 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する大型自動

<p>きは四、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についで審査を免除されるときは、二、〇五〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についで審査を免除されるときは、二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についで審査のいづれをも免除されるときはそれぞれその審査細目に係る減額のほか更に三、一五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転に必要な技能について行う試験を受けて行うとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用するに受ける場合 二、八五〇円</p>
--	---

三 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する大型自動

二輪車又は普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 三、二五〇円	四 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合 一、七〇〇円	五 原動機付自転車免許に係る再試験 一、〇〇〇円
---	--	-----------------------------

を

二輪車又は普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 三、三〇〇円	四 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合 一、七五〇円	五 原動機付自転車免許に係る再試験 一、〇五〇円
---	--	-----------------------------

に、

一 第一号に掲げる講習 講習一時間に つき 七〇〇円	二 第二号に掲げる講習 講習一時間に つき 二、四五〇円	三 第三号に掲げる講習 講習一時間に つき 二、二〇〇円	四 第四号に掲げる講習で大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 四、七〇〇円
-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---

を

一 第一号に掲げる講習 講習一時間に つき 七五〇円	二 第二号に掲げる講習 講習一時間に つき 二、三五〇円	三 第三号に掲げる講習 講習一時間に つき 二、一〇〇円	四 第四号に掲げる講習で大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 四、六五〇円
-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---

に、

六 第五号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 四、一五〇円	七 第五号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 四、〇五〇円
--	--

を

九 第七号に掲げる講習 講習一時間に つき 三、一五〇円	十 第八号に掲げる講習 講習一時間に つき 一、二五〇円
---------------------------------------	---------------------------------------

を

十二 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 二、一〇〇円	十三 第十号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 二、七五〇円	十四 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 二、七五〇円
---	---	---

六 第五号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 四、一〇〇円	七 第五号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 四、〇〇〇円
--	--

に、

九 第七号に掲げる講習 講習一時間に つき 三、一〇〇円	十 第八号に掲げる講習 講習一時間に つき 一、三〇〇円
---------------------------------------	---------------------------------------

に、

十二 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 二、〇五〇円	十三 第十号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 二、七〇〇円	十四 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間に つき 二、七〇〇円
---	---	---

<p>に係るもの 講習一時間に つき 二、六〇〇円</p>	<p>十五 第十号に掲 げる講習で原動 機付自転車免許 に係るもの 講習一時間に つき 二、四五〇円</p>	<p>十六 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の2に規定 する優良運転者 に対するもの 六〇〇円</p>	<p>十七 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の3に規定 する一般運転者 に対するもの 九五〇円</p>	<p>十八 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の4に規定 する違反運転者 等（令第三十三 条の七第二項の 基準に該当しな い者に限る。） に対するもの 九五〇円</p>	<p>十九 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の4に規定 する違反運転者 等（令第三十三 条の七第二項の 基準に該当しな い者に限る。） に対するもの 九五〇円</p>
---	--	---	---	---	---

を

<p>つき 二、五五〇円</p>	<p>十五 第十号に掲 げる講習で原動 機付自転車免許 に係るもの 講習一時間に つき 二、四〇〇円</p>	<p>十六 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の2に規定 する優良運転者 に対するもの 五〇〇円</p>	<p>十七 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の3に規定 する一般運転者 に対するもの 八〇〇円</p>	<p>十八 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の4に規定 する違反運転者 等（令第三十三 条の七第二項の 基準に該当しな い者に限る。） に対するもの 八〇〇円</p>	<p>十九 第十一号に 掲げる講習で法 第九十二条の二 第一項の表の備 考一の4に規定 する違反運転者 等（令第三十三 条の七第二項の 基準に該当しな い者を除く。） に対するもの 八〇〇円</p>
----------------------	--	---	---	---	---

に、

<p>い者を除く。） に対するもの 一、五〇〇円</p>	<p>二十 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ又は法第一百一条の四第二項に規定する者に限る。）に対するもの 五、三五〇円</p>	<p>二十一 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 二、三五〇円</p>	<p>二十二 第十二号に掲げる講習で二十及び二十一に掲げるもの以外のもの 五、八〇〇円</p>	<p>二十三 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの 九、二〇〇円</p>	<p>二十四 第十三号に掲げる講習で二十三に掲げるもの以外のもの 一三、三五〇円</p>
--------------------------------------	---	---	---	--	--

<p>一、三五〇円</p>	<p>二十 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ又は法第一百一条の四第二項に規定する者に限る。）に対するもの 五、二〇〇円</p>	<p>二十一 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 二、二五〇円</p>	<p>二十二 第十二号に掲げる講習で二十及び二十一に掲げるもの以外のもの 五、六〇〇円</p>	<p>二十三 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの 九、〇五〇円</p>	<p>二十四 第十三号に掲げる講習で二十三に掲げるもの以外のもの 一三、二〇〇円</p>	<p>二十五 第十四号に掲げる講習 講習一時間に</p>
---------------	---	---	---	--	--	----------------------------------

つき  
一、九〇〇円

「 通知手数料 八五〇円 を

「 通知手数料 九〇〇円 に、

「 特定任意講習手数料 一、六〇〇円 を

「 特定任意講習手数料 一、五〇〇円 に改める。」

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県手数料条例別表特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下この項において「法」という。

）の項の次に次のように加える改正規定、第四条の規定、第五条中広島県警察関係手数料条例別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定及び同表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項の改正規定（パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料に係る部分に限る。）並びに附則第四項の規定 公布の日

二 前号、次号及び第四号に掲げる規定以外の規定 平成二十七年四月一日

三 第一条中広島県手数料条例別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定、同表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（「（以下「適合審査」という。）を受けた場合は、六、〇〇〇円」を「（以下「適合審査」という。）を受けた場合にあつては六、〇〇〇円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合（適合審査を受けた場合を除く。以下この項におい

て同じ。)にあっては「一三、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一二、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「一二、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「四三、〇〇〇円」に、「一二六、〇〇〇円」を「一二七、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二〇、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「二〇、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「七〇、〇〇〇円」に、「二四九、〇〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に、「受けた場合は、三一、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「三一、〇〇〇円」に、「四四六、〇〇〇円」を「四四九、〇〇〇円」に、「受けた場合は、五九、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「五九、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「二二五、〇〇〇円」に、「七六七、〇〇〇円」を「七七二、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一〇六、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「一〇六、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「三四九、〇〇〇円」に、「一、四一九、〇〇〇円」を「一、四二八、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一八五、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「一八六、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「六三七、〇〇〇円」に、「二、〇二八、〇〇〇円」を「二、〇四一、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二四八、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「二四九、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「八七二、〇〇〇円」に、「二、四八四、〇〇〇円」を「二、五〇〇、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二八二、〇〇〇円」を「受けた場合」にあっては「二八四、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「一、〇五六、〇〇〇円」に改める部分及び「適合審査を受けた場合は、六、〇〇〇円」、住宅性能評価を受けた場合」にあっては「一三、〇〇〇円」に改める部分以外の部分に限る。)及び同表都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。)の項の改正規定、第五条中広島県警察関係手数料条例別表道路交通法(以下この項において「法」という。)の項の改正規定(道路交通法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習に係る講習手数料に係る部分に限る。)並びに次項の規定 平成二十七年六月一日

四 第一条中広島県手数料条例別表建築士法(以下この項において「法」という。)の項の改正規定 平成二十七年六月二十五日  
(経過措置)

2 平成二十七年六月一日前に建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号)による改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「旧法」という。)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八

条第二項の規定による通知がされた建築物に係る構造計算適合性判定手数料については、第一条の規定による改正後の広島県手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額（以下「改正占用料額」という。）が、第三条の規定による改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額（第三条の規定による改正前の広島県道路占用料徴収条例附則第二項又は第三項の規定の適用を受けていたときは、これらの規定の適用があるものとして算定した額とする。以下「改正前占用料額」という。）の一・二倍を超える場合の一年当たりの占用料の額は、第三条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合は、当該改正占用料額を占用料の額とする。

一 平成二十七年 改正前占用料額に一・二を乗じて得た額  
二 平成二十八年度以降 一・二を平成二十七年から当該年度までの年度の数だけ乗じて得た数に改正前占用料額を乗じて得た額

4 第五条の規定による改正後の広島県警察関係手数料条例別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。）の項の規定は、平成二十六年十一月二十八日以降に開催した銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会について適用する。